



区のおしらせ

令和6年(2024年)

5/1

No.1923

毎月1日・15日
25日(地域版) 発行

せたがや

SETAGAYA

あなたのまちには

民生委員・児童委員

がいます。

こんなお困りごとがありましたら、ご相談ください!

- 家族の介護に疲れてしまった
- 病気のため退職し、今後の生活に不安がある
- 子育てのことで悩みがあるが、周りに相談できる人がいない
- 高齢で一人暮らしだが、身の回りのことをこなすのが大変になってきた



ふれあい訪問

5月から7月にかけて、介護保険認定のない77～84歳の方を中心に、地域の民生委員・児童委員がご自宅を訪問します。

問 高齢福祉課 ☎5432-2407 FAX 5432-3085

相談後の流れ

地域みなさん

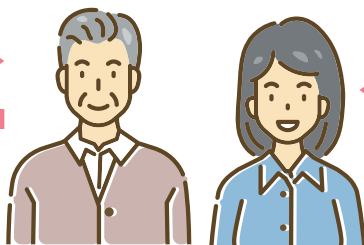
民生委員・児童委員

関係機関



相談

見守り・助言



連絡・調整

区役所、あんしんすこやかセンター、
社会福祉協議会、学校など



支援

無料でご相談を
お受けしています。

民生委員・児童委員に相談したい方、地域の活動に興味のある方はお問い合わせください。

問 生活福祉課 ☎5432-2767 FAX 5432-3020

主な内容 児童に関する手当・医療費助成等の申請はお済みですか…2面 | 行政相談(委員)をご存じですか…3面 | 5月5日(祝)「こどもの日」の催し物…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

頼れる相談役

ポストコロナ社会の変容は、コミュニティが希薄になり、孤立・孤独が高齢世代から子どもたちまで、全世代で目立ってきていることです。生まれてくる赤ちゃんは、大人の助けがなければ、一人では生き残れません。人生の中で、健康で仕事や人間関係に恵まれている時には、考えてもみなかった困難に直面し、苦しくなる時があります。一人の力ではどうにもならない悩みを、誰に相談したらいいのか、また話ができる人が必要な時に、地域で活動する民生委員・児童委員がいることを思い起こしてください。

家族の介護で疲弊していたり、仕事を離職して暮らしの見通しが立たなかったりするなど、困った時には相談してみてください。民生委員は児童委員を兼ねているので、子育てや子どもとの関係についての悩みも聞いています。

さて、5月12日は民生委員・児童委員の日です。大正6年(1917年)5月12日に、民生委員制度の前身となる制度ができました。この日から「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」が始まります。私もこの間、駅頭に立って民生委員の皆さんの仕事をPRするなど、民生委員を担っていただける方を増やしたいと考えています。